**選挙公報掲載申請について**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　知多市選挙管理委員会

１　趣旨

　　選挙公報は、公職選挙法第１７２条の２及び知多市選挙公報の発行に関する条例の規定により、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載して、選挙人が投票に際しての参考に供するものです。

２　申請手続

　(1) 選挙公報掲載申請書に、掲載文と写真（所定の原稿用紙に記載し、若しくはのりづけし、又は電磁的記録媒体に記録する。）を２部（電磁的記録媒体の場合は１部）添付し、当該選挙の告示の日（４月１６日午前８時３０分から午後５時まで）に、選挙管理委員会に提出してください。

　(2) 一度受付した掲載文等は、３で説明する修正又は撤回のときのほかは返還しません。

３　修正又は撤回

　(1) ２の提出後に掲載文を修正しようとするときは、選挙公報掲載文修正（撤回）申請書に、新たに作成した掲載文（所定の原稿用紙を使用するか、電磁的記録媒体に記録する。）を２部（電磁的録媒体の場合は１部）添付し、４月１６日午後５時までに、知多市選挙管理委員会に提出してください。

　(2) 撤回についても同じ要領です。

４　公報掲載順序

　(1) 公報に掲載する順序は、選挙管理委員会がくじを行い、決定します。

　(2) くじは、申請日（４月１６日）の午後５時３０分に知多市役所で行います。

　(3) 立候補者又はその代理人は、くじに立ち会うことができます。

５　公報の規格

　(1) 掲載文は、所定の原稿用紙による原文のまま写真製版し、黒色で印刷します。

　(2) 選挙公報は、掲載文提出者が９人から２４人までの場合は見開き１ページに１２人記載、２５人から４８人までの場合は２４人記載します。ただし、余白を生じた場合には、余白の箇所に選挙に関する啓発事項等を掲載します。

６　掲載文の書き方

　(1) 掲載文は、黒色の色素を使用して明確に記載してください。

　(2) 掲載文に活字、ペン及び毛筆を混ぜて使用することは避けてください。

　(3) 氏名欄には、氏名又は通称、ふりがな、所属党派（党派に属さない場合は「無所属」とする。）及び年齢のほかは記載することができません。

７　記載内容の制限

　(1) 記載内容に制限はありませんが、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、選挙公報の品位を傷つけるような文言は記載できません。

　(2) 掲載文は、所定の原稿用紙を用いて通常文章に使用する漢字、ひらがな、カタカナ、数字、外国文字、記号、符号、及び傍点も使用することができます。

　　　なお、句点、読点、かぎ及びかっこ、図画、図表、イラストレーションの類も使用することができますが、写真（８で説明する選挙管理委員会指定の候補者の写真は除く。）は使用することができません。

　　　ただし、掲載文に図画、図表、イラストレーションの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね２分の１を超えてはなりません。

８　写真

　(1) 写真は白黒で、掲載文を記載した原稿用紙の枠内にはまる大きさのものとしてください。枠が２か所にありますが、右側の特別の枠にのりづけしてください。

　(2) 写真が枠からはみ出た場合は、その分だけ切り捨てることになります。

　(3) 写真は最近撮影したもので、胸から上、正面むき、無帽で背景が白無地のものに限ります。

　(4) 鮮明でないものは、そのように印刷が仕上がりますのでご承知ください。

９　訂正の要求

　(1) 掲載文中、記載内容の制限の規定に違反して記載した掲載文の申請があったとき、又は文字が著しく小さいとき、その他印刷した場合において印刷が著しく不鮮明になると認められるときは、これらの訂正を求めることがあります。

　(2) ８の写真の(1)～(3)に著しく反する場合には、撮り直しを求めることがあります。

　(3) 上記(1)、(2)の要求に応じない場合は、選挙管理委員会においてその部分を補正、訂正又は削除して掲載することがあります。

１０　電磁的記録による作成

　　公職選挙法の改正により、原稿を電磁的記録により作成し、選挙管理委員会へ提出することができるようになりました。電磁的記録による作成を希望する場合は、本日配付した原稿用紙のデータをお渡しするので、選挙管理委員会にお申し出ください。